

新育第867号
令和3年11月18日

教育・保育施設長 様

新潟市こども未来部保育課長
(担当：保育指導グループ)

教育・保育施設における園評価の取組充実について（お願い）

平素より本市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和2年2月に「保育所における自己評価ガイドライン（厚生労働省）」が改訂されました。本ガイドラインは、保育の質の確保・向上を図ることを目的に、保育士等及び園が自ら行う「保育内容等の評価」について、園全体としてどのように取組を進めていくのか、その基本的な考え方や留意すべき事項等を示したものです。

本市においては、教育及び保育並びに子育て支援事業やその他の運営状況について、**園が自ら評価を行い、その結果を公表する**ことで、教育・保育の質の向上を図りたいと考えております。

については、これまで園評価を未実施の施設においては、令和3年度中の実施をお願いするとともに、結果の公表について未実施の場合も、各施設の実施状況に合わせた形式で、ぜひお取組いただきますよう、お願いいたします。

認定こども園及び幼稚園においては、学校評価の観点から、すでに充実した取組を行っていただいているものと認識しておりますが、本ガイドラインの内容を適宜取り込みながら、園評価の一層の充実をお願いいたします。

なお、今年度の取組実績（園評価の実施・結果の公表）については、令和4年度春頃にアンケート調査で確認をさせていただくほか、指導監査においても確認事項とさせていただくことを申し添えます。

保育所保育指針(平成29年 厚生労働省告示第117号)(抄)

第1章総則 3 保育の計画及び評価 (4)保育内容等の評価

イ 保育所の自己評価 (ア) 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

子ども・子育て支援法(平成24年 法律第65号)(抄)

(特定教育・保育施設の設置者の責務)

第33条 5 特定教育・保育施設の設置者は、その提供する特定教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、特定教育・保育の質の向上に努めなければならない。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)(抄)

(法第23条の規定による評価の方法)

第23条 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

【ガイドラインは下記よりダウンロードできます】

保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000609915.pdf>

保育をもっと楽しく～保育所における自己評価ガイド
ラインハンドブック～
<https://www.mhlw.go.jp/content/000609917.pdf>

担当
新潟市こども未来部保育課
保育指導グループ
TEL 025-226-1215